

政令第 号

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第十五条の規定に基づき、及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）を実施するため、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五の次に次の一条を加える。

（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）

第十五条の六 法第四十三条の二十九第一項（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員

等とみなす。

附則第十一項中「附則第三十一項」を「附則第二十項」に改める。

(地方財政法施行令の一部改正)

第二条 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号口中「(同法附則第二十六項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。

)の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾

運営会社を含む。)」を削る。

(関税法施行令の一部改正)

第三条 関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「(同法附則第二十六項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。)

の規定により同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた株式会社とみなされる同法附則第二

十項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。))の規定により国土交通大臣が指定する

株式会社を含む。)」を削る。

(港湾法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 港湾法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第三条第八項」を「附則第三条第六項」に改める。

附 則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年二月十四日)から施行する。

理由

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、港湾法施行令において国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例を設ける等関係政令の規定の整備をする必要があるからである。